

資格技術者調書

申請者 商号又は名称 \_\_\_\_\_

法律	コード	人数	免許・資格	法律	コード	人数	免許・資格
建設業法	111		一級建設機械施工技士	職業能力開発促進法	177		タイル張り・タイル張り工(1級)
	212		二級 " (第1種～第6種)		277		" (2級)
	113		一級土木施工管理技士		178		築炉・築炉工(1級)・れんが積み
	214		二級 " (土木)		278		" (2級)
	215		二級 " (鋼構造物塗装)		179		ブロック建築・ブロック建築工(1級)コンクリート積みブロック施工
	216		二級 " (薬液注入)		279		" (2級)
	120		一級建築施工管理技士		180		石工・石材施工・石積み(1級)
	221		二級 " (建築)		280		" (2級)
	222		" (躯体)		181		鉄工・製罐(1級)
	223		" (仕上げ)		281		" (2級)
	127		一級電気工事施工管理技士		182		鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)
	228		二級 "		282		" (2級)
	129		一級管工事施工管理技士		183		工場板金(1級)
	230		二級 "		283		" (2級)
	133		一級造園施工管理技士		184		板金(「建築板金作業」)・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)
234		二級 "	284		" (2級)		
建築士法	137		一級建築士	185		板金・板金工・打出し板金(1級)	
	238		二級 "	285		" (2級)	
	239		木造 "	186		かわらぶき・スレート施工(1級)	
技術士法	141		建設	286		" (2級)	
	142		" 「鋼構造及びコンクリート」	187		ガラス施工(1級)	
	143		農業「農業土木」	287		" (2級)	
	144		電気・電子	188		塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
	145		機械	288		" (2級)	
	146		" 「流体機械」又は「暖冷房又は冷凍機械」	189		建築塗装・建築塗装工(1級)	
	147		水道	289		" (2級)	
	148		" 「上下水道及び工業用水道」	190		金属塗装・金属塗装工(1級)	
	149		水産「水産土木」	290		" (2級)	
	150		林業「林業」	191		噴霧塗装(1級)	
	151		" 「森林土木」	291		" (2級)	
152		衛生工学	167		路面標示		
153		" 「水質管理」	192		畳製作・畳工(1級)		
154		" 「廃棄物処理」又は「汚物処理」	292		" (2級)		
電気工事士法 電気事業法	155		第一種電気工事士	193		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
	256		第二種 "	293		" (2級)	
	258		電気主任技術者(第1種、第3種)	194		熱絶縁施工(1級)	
消防法	168		甲種消防設備士	294		" (2級)	
	169		乙種 "	195		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール・施工サッシ施工(1級)	
職業能力開発促進法	171		建築大工(1級)	295		" (2級)	
	271		" (2級)	196		造園(1級)	
	172		左官(1級)	296		" (2級)	
	272		" (2級)	197		防水施工(1級)	
	173		とび・とび工・型枠施工・コンクリート庄送施工(1級)	297		" (2級)	
	273		" (2級)	198		さく井(1級)	
	166		ウェルポイント施工(1級)	298		" (2級)	
	266		" (2級)	61		地すべり防止工事士	
	174		空気調和設備配管(1級)	62		建築設備資格者	
	274		" (2級)	63		一級計装士	
	175		給排水衛生設備配管(1級)	99		その他	
	275		" (2級)				
	176		配管・配管工(1級)				
276		" (2級)					

記載要領 1 人数欄には、免許・資格を有する者の人数を記入すること。(延べ人数とする)

2 同じ免許で1級と2級の両方を取得している者については、1級の人数欄に計上する。